



栃木県公報

令和7(2025)年
1月31日(金)
号 外
第 1 号

目 次

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部改正..... 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年1月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）			
採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職	採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職	
略			略			
職員（社会人対象）採用試験	略	略	職員（社会人対象）採用試験	略	略	
	建築	略		建築	略	
	電気	<u>主として電気に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>				
	略	略		略	略	
略			略			
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）			
採用試験の種類	区分試験	受 験 資 格	採用試験の種類	区分試験	受 験 資 格	
	略	略		略	略	
	建築	略		建築	略	
	電気			<u>次に掲げる者</u> 1 <u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上29歳未満の者</u> 2 <u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における</u>	電気	
					機械	
					心理	
			水産			

職員（大学卒業程度）採用試験		<u>年齢が21歳未満の者であつて、次に掲げるもの</u> <u>(1) 大学を卒業した者及び合格者の発表の日の属する年度の3月31日までに大学を卒業する見込みの者</u> <u>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</u>	職員（大学卒業程度）採用試験		
	機械	次に掲げる者			
	心理	1 <u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者</u> 2 <u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳未満の者であつて、次に掲げるもの</u> <u>(1) 大学を卒業した者及び合格者の発表の日の属する年度の3月31日までに大学を卒業する見込みの者</u> <u>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</u>			
	水産				
略	略	略	略		
略			略		
職員（社会人対象）採用試験	行政	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>29歳以上64歳未満の者</u>	職員（社会人対象）採用試験	行政	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>29歳以上39歳未満の者</u>
	略	略		略	略
	建築	合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が <u>29歳以上64歳未満の者であつて、人事委員会が別に定める職務経験を有するもの</u>		略	略
	電気			略	略
	略			略	略
略	略	略	略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。